

選挙運動用自動車の使用の契約届出書

次のとおり選挙運動用自動車の使用の契約を締結したので届け出ます。

令和〇年 〇月 〇日

蔵王町選挙管理委員会委員長 殿

令和6年2月25日執行
蔵王町議会議員一般選挙
候補者 甲野 乙男

記

1 一般乗用旅客自動車運送事業者との契約による場合

契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	契約内容		備考
		運送契約期間	運送契約金額	
令和〇年〇月〇日	宮城県刈田郡蔵王町大字円田字裏浦1 △△タクシー株式会社 代表取締役 蔵王大吉	令和〇年〇月〇日～〇月〇日	300,000円	
年 月 日			円	

2 1に掲げる場合以外の場合

項目 区分	契約 年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	契約内容		備考
			借入れ期間等	契約金額	
自動車の 借入れ	年 月 日			円	
	年 月 日			円	
運転手の 雇用	年 月 日			円	
	年 月 日			円	
燃料代	年 月 日			円	
	年 月 日			円	

備考

- 1 契約届出書には、**契約書の写し**を添付してください。
- 2 2の「契約内容」欄の「借入れ期間等」には、「自動車の借入れ」にあっては借入れ期間を、「運転手の雇用」にあっては雇用期間を、「燃料代」にあっては燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載してください。
- 3 「燃料代」にあっては、単価契約を締結した場合には、「備考」に契約単価を記載してください（なお、2の「契約内容」欄の「契約金額」には、契約の見込額を記載して差し支えありません。）。

選挙運動用自動車の使用の契約届出書

次のとおり選挙運動用自動車の使用の契約を締結したので届け出ます。

令和〇年 〇月 〇日

蔵王町選挙管理委員会委員長 殿

令和6年2月25日執行
蔵王町議会議員一般選挙
候補者 甲野 乙男

記

1 一般乗用旅客自動車運送事業者との契約による場合

契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあってはその代表者の氏名	契約内容		備考
		運送契約期間	運送契約金額	
年 月 日			円	
年 月 日			円	

2 1に掲げる場合以外の場合

項目 区分	契約 年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあってはその代表者の氏名	契約内容		備考
			借入れ期間等	契約金額	
自動車の 借入れ	令和〇年 〇月〇日	宮城県刈田郡蔵王町大字円田字裏浦2 △△レンタカー株式会社 代表取締役 蔵王次郎	令和〇年〇月〇 日～〇月〇日	60,000 円	
	年 月 日			円	
運転手 の雇用	令和〇年 〇月〇日	宮城県刈田郡蔵王町大字円田字裏浦3 蔵王三郎	令和〇年〇月〇 日～〇月〇日	60,000 円	
	年 月 日			円	
燃料代	令和〇年 〇月〇日	宮城県刈田郡蔵王町大字円田字裏浦4 △△燃料店 代表取締役 蔵王四郎	令和〇年〇月〇 日～〇月〇日	30,000 円	
	年 月 日			円	

備考

- 1 契約届出書には、**契約書の写し**を添付してください。
- 2 2の「契約内容」欄の「借入れ期間等」には、「自動車の借入れ」にあっては借入れ期間を、「運転手の雇用」にあっては雇用期間を、「燃料代」にあっては燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載してください。
- 3 「燃料代」にあっては、単価契約を締結した場合には、「備考」に契約単価を記載してください（なお、2の「契約内容」欄の「契約金額」には、契約の見込額を記載して差し支えありません。）。

選挙運動用ビラ作成契約届出書

次のとおり選挙運動用ビラの作成契約を締結したので届け出ます。

令和〇年 〇月 〇日

蔵王町選挙管理委員会委員長 殿

令和6年2月25日執行
蔵王町議会議員一般選挙
候補者 甲野 乙男

記

契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあってはその代表者の氏名	契約内容		備考
		作成契約枚数	作成契約金額	
令和〇年〇月〇日	宮城県刈田郡蔵王町大字円田字裏浦5 株式会社△プリント 代表取締役 蔵王五郎	1,600 枚	12,000 円	
年 月 日		枚	円	
年 月 日		枚	円	

備考 契約届出書には、**契約書の写し**を添付してください。

選挙運動用ポスター作成契約届出書

次のとおり選挙運動用ポスターの作成契約を締結したので届け出ます。

令和〇年 〇月 〇日

蔵王町選挙管理委員会委員長 殿

令和 6 年 2 月 2 5 日 執行
蔵王町議会議員一般選挙
候補者 甲野 乙男

記

契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあってはその代表者の氏名	契約内容		備考
		作成契約枚数	作成契約金額	
令和〇年〇月〇日	宮城県刈田郡蔵王町大字円田字裏浦6 株式会社〇印刷 代表取締役 蔵王六郎	76 枚	190,000 円	
年 月 日		枚	円	
年 月 日		枚	円	

備考 契約届出書には、**契約書の写し**を添付してください。

選挙運動用自動車燃料代確認申請書

次のとおり選挙運動用自動車燃料代について、蔵王町議会議員及び蔵王町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例第4条第2号イの規定による確認を受けたいので申請します。

令和〇年 〇月 〇日

蔵王町選挙管理委員会委員長 殿

令和6年2月25日執行
蔵王町議会議員一般選挙
候補者 甲野 乙男

記

1 契約年月日 令和〇年 〇月 〇日

2 契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

宮城県刈田郡蔵王町大字円田字裏浦4 △△燃料店 代表取締役 蔵王四郎

3 燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号

宮城300 〇 12-34

4 確認申請金額 30,000 円

区 分	購入金額	左のうち確認済又は確認申請金額
前回までの累積金額（a）	0 円	0 円
今回の購入金額（b）	30,000 円	30,000 円
燃料代計（a）+（b）	30,000 円	30,000 円
備 考		

備考

- この申請書は、燃料供給業者ごとに別々に候補者から蔵王町選挙管理委員会に提出してください。
- この申請書は、選挙運動用自動車の燃料代について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。
- 「燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」には、契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載してください。
- 「前回までの累積金額」には、他の燃料供給業者から購入した金額をも含めて記載してください。

選挙運動用ビラ作成枚数確認申請書

次のとおり選挙運動用ビラ作成枚数について、蔵王町議会議員及び蔵王町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例第8条の規定による確認を受けたいので申請します。

令和〇年 〇月 〇日

蔵王町選挙管理委員会委員長 殿

令和6年2月25日執行
蔵王町議会議員一般選挙
候補者 甲野 乙男

記

- 1 契約年月日 令和〇年 〇月 〇日
- 2 契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

宮城県刈田郡蔵王町大字円田字裏浦5 株式会社△プリント 代表取締役 蔵王五郎

- 3 確認申請枚数 1,600 枚

区 分	作 成 枚 数	左のうち確認済又は確認申請枚数
前回までの累積枚数 (a)	0 枚	0 枚
今 回 の 枚 数 (b)	1,600 枚	1,600 枚
枚 数 計 (a) + (b)	1,600 枚	1,600 枚
備 考		

備考

- 1 この申請書は、ビラ作成業者ごとに別々に候補者から蔵王町選挙管理委員会に提出してください。
- 2 この申請書は、ビラ作成枚数について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。
- 3 「前回までの累積枚数」には、他のビラ作成業者によって作成された枚数をも含めて記載してください。

選挙運動用ポスター作成枚数確認申請書

次のとおり選挙運動用ポスター作成枚数について、蔵王町議会議員及び蔵王町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例第11条の規定による確認を受けたいので申請します。

令和〇年 〇月 〇日

蔵王町選挙管理委員会委員長 殿

令和6年2月25日執行
蔵王町議会議員一般選挙
候補者 甲野 乙男

記

- 1 契約年月日 令和〇年 〇月 〇日
- 2 契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

宮城県刈田郡蔵王町大字円田字裏浦6 株式会社〇印刷 代表取締役 蔵王六郎

- 3 確認申請枚数 76 枚

区 分	作 成 枚 数	左のうち確認済又は確認申請枚数
前回までの累積枚数（a）	0 枚	0 枚
今 回 の 枚 数（b）	76 枚	76 枚
枚 数 計（a）＋（b）	76 枚	76 枚
備 考		

備考

- 1 この申請書は、ポスター作成業者ごとに別々に候補者から蔵王町選挙管理委員会に提出してください。
- 2 この申請書は、ポスター作成枚数について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。
- 3 「前回までの累積枚数」には、他のポスター作成業者によって作成された枚数をも含めて記載してください。

選挙運動用自動車使用証明書
(自動車)

次のとおり選挙運動用自動車を使用したものであることを証明します。

令和〇年 〇月 〇日

令和6年2月25日執行

蔵王町議会議員一般選挙

候補者（自署）甲野 乙男

記

運送等契約区分 (該当する方の番号に○をしてください)	① 一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約による場合	2 左に掲げる場合以外の場合	
運送事業者等の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	宮城県刈田郡蔵王町大字円田字裏浦1 △△タクシー株式会社 代表取締役 蔵王大吉		
車種及び自動車登録番号又は車両番号	運送等年月日	運送等金額	備考
宮城300 ○ 12-34	令和〇年〇月〇日	60,000 円	
宮城300 ○ 12-34	令和〇年〇月〇日	60,000 円	
宮城300 ○ 12-34	令和〇年〇月〇日	60,000 円	
宮城300 ○ 12-34	令和〇年〇月〇日	60,000 円	
宮城300 ○ 12-34	令和〇年〇月〇日	60,000 円	

備考

- この証明書は、使用の実績に基づいて、運送事業者等ごとに別々に作成し、候補者から運送事業者等に提出してください。
- 運送事業者等が蔵王町に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、運送事業者等は、蔵王町に支払を請求することはできません。
- 公費負担の限度額は、選挙運動用自動車1台につき1日当たり次の金額までです。
(1) 一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約による場合 64,500円
(2) (1) 以外の場合 16,100円
- 同一の日において一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約（「運送等契約区分」欄の1）とそれ以外の契約（「運送等契約区分」欄の2）とのいずれもが締結された場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する一の契約に限られていますので、その指定をした一の契約のみについて記載してください。
- 同一の日において一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約又はそれ以外の契約により2台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する1台に限られていますので、その指定をした1台のみについて記載してください。
- 5の場合には候補者の指定した契約以外の契約及び6の場合には候補者の指定した選挙運動用自動車以外の選挙運動用自動車については、蔵王町に支払を請求することはできません。

選挙運動用自動車使用証明書
(燃料)

次のとおり燃料を使用したものであることを証明します。

令和〇年 〇月 〇日

令和6年2月25日執行

蔵王町議会議員一般選挙

候補者（自署）甲野 乙男

記

燃料供給業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名		宮城県刈田郡蔵王町大字円田字裏浦4 △△燃料店 代表取締役 蔵王四郎		
燃料供給年月日	燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号	燃料供給量	燃料供給金額	備考
令和〇年〇月〇日	宮城 300 〇 12-34	20ℓ	6,000円	
令和〇年〇月〇日	宮城 300 〇 12-34	20ℓ	6,000円	
令和〇年〇月〇日	宮城 300 〇 12-34	20ℓ	6,000円	
令和〇年〇月〇日	宮城 300 〇 12-34	20ℓ	6,000円	
令和〇年〇月〇日	宮城 300 〇 12-34	20ℓ	6,000円	

備考

- この証明書は、使用の実績に基づいて、燃料供給業者ごとに別々に作成し、給油伝票（燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則（昭和45年運輸省令第7号）第13条第1項第4号に規定する4けた以下のアラビア数字又は車両番号のうち道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）第36条の17第1項第4号若しくは第36条の18第1項第3号に規定する4けた以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したものをいう。以下同じ。）の写しを添えて、候補者から燃料供給業者に提出してください。
- 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」欄には、契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載してください。
- 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」欄、「燃料供給量」欄及び「燃料供給金額」欄は、燃料の供給を受けた日ごとに記載してください。
- 燃料供給業者が蔵王町に支払を請求するときは、この証明書及び給油伝票の写しを請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、燃料供給業者は、蔵王町に支払を請求することはできません。
- 公費負担の限度額は、候補者から燃料供給業者に提出された確認書に記載された金額までです。

選挙運動用自動車使用証明書
(運転手)

次のとおり運転手を使用したものであることを証明します。

令和〇年 〇月 〇日

令和6年2月25日執行

蔵王町議会議員一般選挙

候補者（自署）甲野 乙男

記

運転手の氏名及び住所	宮城県刈田郡蔵王町大字円田字裏浦3 蔵王三郎	
雇用年月日	報酬の額	備考
令和〇年〇月〇日	60,000円	
令和〇年〇月〇日	60,000円	
令和〇年〇月〇日	60,000円	
令和〇年〇月〇日	60,000円	
令和〇年〇月〇日	60,000円	

備考

- この証明書は、使用の実績に基づいて、運転手ごとに別々に作成し、候補者から運転手に提出してください。
- 「備考」欄には、選挙運動期間中に使用した選挙運動用自動車の台数を使用した日ごとに記載してください。
- 運転手が蔵王町に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、運転手は、蔵王町に支払を請求することはできません。
- 公費負担の限度額は、選挙運動用自動車1台につき1日を通じて12,500円までです。
- 同一の日において2人以上の選挙運動用自動車の運転手が雇用された場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する1人に限られていますので、その指定をした1人のみについて記載してください。
- 候補者の指定した運転手以外の運転手は、蔵王町に支払を請求することはできません。

選挙運動用ビラ作成証明書

次のとおりビラを作成したものであることを証明します。

令和〇年 〇月 〇日

令和6年2月25日執行

蔵王町議会議員一般選挙

候補者（自署）甲野 乙男

記

ビラ作成業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	宮城県刈田郡蔵王町大字円田字裏浦5 株式会社△プリント 代表取締役 蔵王五郎
作成枚数	1,600枚
作成金額	12,000円
備考	

備考

- 1 この証明書は、作成の実績に基づいて、ビラ作成業者ごとに別々に作成し、候補者からビラ作成業者に提出してください。
- 2 ビラ作成業者が蔵王町に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- 3 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ビラ作成業者は、蔵王町に支払を請求することはできません。
- 4 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。
 - (1) 枚数 町長選挙 5,000枚 町議会議員選挙 1,600枚
 - (2) 限度額 7円73銭（単価）×当該作成枚数＝限度額

選挙運動用ポスター作成証明書

次のとおりポスターを作成したものであることを証明します。

令和〇年 〇月 〇日

令和6年2月25日執行

蔵王町議会議員一般選挙

候補者（自署）甲野 乙男

記

ポスター作成業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	宮城県刈田郡蔵王町大字円田字裏浦6 株式会社〇印刷 代表取締役 蔵王六郎
作成枚数	76枚
作成金額	152,000円
当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場数	76箇所

備考

- この証明書は、作成の実績に基づいて、ポスター作成業者ごとに別々に作成し、候補者からポスター作成業者に提出してください。
- ポスター作成業者が蔵王町に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、蔵王町に支払を請求することはできません。
- 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

（1）枚数 当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場数に相当する枚数

（2）限度額

150,000円 + (541円31銭 × ポスター掲示場数)

_____ = 単価…1円未満の端数は切上げ

ポスター掲示場数

単価 × 確認された作成枚数 = 限度額

請 求 書

（選挙運動用自動車の使用）

蔵王町議会議員及び蔵王町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例第4条の規定により、次の金額の支払を請求します。

令和〇年 〇月 〇日

蔵王町長 殿

氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

宮城県刈田郡蔵王町大字円田字裏浦1

△△タクシー株式会社 代表取締役 蔵王大吉

（電話番号） 0224-33-2211

記

- 1 請求金額 300,000円
- 2 内 訳 別紙請求内訳書のとおり
- 3 令和6年2月25日執行 蔵王町議会議員一般選挙
- 4 候補者の氏名 甲野 乙男
- 5 金融機関名、口座名及び口座番号

金融機関名	〇〇銀行	本・支店名	〇〇支店
金融機関コード	0123	支店コード	001
預金種別	普通	口座番号	1234567
ふりがな	△△タクシー（カ） ダイヒョウトリシマリヤク ザオウダイキチ		
口座名	△△タクシー株式会社 代表取締役 蔵王大吉		

備考

- 1 この請求書は、候補者から受領した選挙運動用自動車使用証明書（燃料代の請求の場合には、このほかに選挙運動用自動車燃料代確認書及び給油伝票（燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則（昭和45年運輸省令第7号）第13条第1項第4号に規定する4けた以下のアラビア数字又は車両番号のうち道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）第36条の17第1項第4号若しくは第36条の18第1項第3号に規定する4けた以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したものをいう。）の写し）とともに選挙の期日後速やかに提出してください。
- 2 候補者が供託物を没収された場合には、蔵王町に支払を請求することはできません。
- 3 燃料代の請求は、契約届出書に記載された選挙運動用自動車に供給したもので、自動車燃料代確認書に記載された「確認金額」の範囲内に限られています。

様式第6号の1 別紙1

請求内訳書

(1) 一般運送契約 (ハイヤー)

〔一般乗用旅客自動車運送事業者との
運送契約により自動車を使用した場合〕

使用年月日	運送金額 (ア)	基準限度額 (イ)	請求金額	備考
令和〇年〇月〇日	(60,000) 円×1台= 60,000 円	64,500 円	60,000 円	
令和〇年〇月〇日	(60,000) 円×1台= 60,000 円	64,500 円	60,000 円	
令和〇年〇月〇日	(60,000) 円×1台= 60,000 円	64,500 円	60,000 円	
令和〇年〇月〇日	(60,000) 円×1台= 60,000 円	64,500 円	60,000 円	
令和〇年〇月〇日	(60,000) 円×1台= 60,000 円	64,500 円	60,000 円	
計			300,000 円	

備考

「請求金額」欄には、(ア) 又は (イ) のうちいずれか少ない方の額を記載してください。

様式第6号の1 別紙2

請求内訳書
 (2) 自動車の借入れ

〔一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者との契約により自動車を使用した場合〕

使用年月日	借入れ金額 (ア)	基準限度額 (イ)	請求金額	備考
令和〇年〇月〇日	(12,000) 円×1台= 12,000 円	16,100 円	12,000 円	
令和〇年〇月〇日	(12,000) 円×1台= 12,000 円	16,100 円	12,000 円	
令和〇年〇月〇日	(12,000) 円×1台= 12,000 円	16,100 円	12,000 円	
令和〇年〇月〇日	(12,000) 円×1台= 12,000 円	16,100 円	12,000 円	
令和〇年〇月〇日	(12,000) 円×1台= 12,000 円	16,100 円	12,000 円	
計			60,000 円	

備考

「請求金額」欄には、(ア) 又は (イ) のうちいずれか少ない方の額を記載してください。

請求内訳書
(3) 燃料代

〔一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者との契約により自動車を使用した場合〕

販売年月日	燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号	販売金額 (ア)	基準限度額 (イ)	請求金額	備考
令和〇年〇月〇日	宮城 300 〇 12-34	(300)円×(20)ℓ=6,000円	/	/	
令和〇年〇月〇日	宮城 300 〇 12-34	(300)円×(20)ℓ=6,000円			
令和〇年〇月〇日	宮城 300 〇 12-34	(300)円×(20)ℓ=6,000円			
令和〇年〇月〇日	宮城 300 〇 12-34	(300)円×(20)ℓ=6,000円			
令和〇年〇月〇日	宮城 300 〇 12-34	(300)円×(20)ℓ=6,000円			
計		30,000円	38,500円	30,000円	

備考

- 「基準限度額」(計)欄には、選挙運動用自動車燃料代確認書に記載された額の合計を記載してください。
- 「請求金額」欄には、(ア)の(計)欄又は(イ)の(計)欄のうちいずれか少ない方の額を記載してください。
- 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」欄には、契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載してください。
- 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」欄及び「(ア)」欄は、燃料の供給を受けた日ごとに記載してください。

様式第6号の1 別紙4

請求内訳書
 (4) 運転手

〔一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者との契約により自動車を使用した場合〕

雇用年月日	報酬 (ア)	基準限度額 (イ)	請求金額	備考
令和〇年〇月〇日	12,000円	12,500円	12,000円	
令和〇年〇月〇日	12,000円	12,500円	12,000円	
令和〇年〇月〇日	12,000円	12,500円	12,000円	
令和〇年〇月〇日	12,000円	12,500円	12,000円	
令和〇年〇月〇日	12,000円	12,500円	12,000円	
計			60,000円	

備考

「請求金額」欄には、(ア) 又は (イ) のうちいずれか少ない方の額を記載してください。

様式第6号の2 (第6条関係)

請 求 書
(選挙運動用ビラの作成)

蔵王町議会議員及び蔵王町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例第8条の規定により、次の金額の支払を請求します。

令和〇年 〇月 〇日

蔵王町長 殿

氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

宮城県刈田郡蔵王町大字円田字裏浦5

株式会社△プリント 代表取締役 蔵王五郎

(電話番号) 0224-33-2215

記

- 請求金額 12,000円
- 内 訳 別記請求内訳書のとおり
- 令和6年2月25日執行 蔵王町議会議員一般選挙
- 候補者の氏名 甲野 乙男
- 金融機関名、口座名及び口座番号

金融機関名	○△銀行	本・支店名	○△支店
金融機関コード	1234	支店コード	002
預金種別	普通	口座番号	2345678
ふりがな	(カ) △プリント ダイヒョウトリシマリヤク ザオウゴロウ		
口座名	株式会社△プリント 代表取締役 蔵王五郎		

別記請求内訳書

作成金額			基準限度額			請求金額			備考
単価 A	枚数 B	金額 A×B=C	単価 D	枚数 E	金額 D×E=F	単価 G	枚数 H	金額 G×H=I	
7.50 円	1,600 枚	12,000 円	7.73 円	1,600 枚	12,368 円	7.50 円	1,600 枚	12,000 円	

備考

- この請求書は、候補者から受領した選挙運動用ビラ作成枚数確認書及び選挙運動用ビラ作成証明書とともに選挙の期日後速やかに提出してください。
- この請求書には、作成したビラの見本1枚(2種類の場合には各1枚)を添付してください。
- D欄には、7円73銭を記載してください。
- E欄には、選挙運動用ビラ作成枚数確認書により確認された作成枚数を記載してください。
- G欄には、A欄とD欄とを比較して少ない方の額を記載してください。
- H欄には、B欄とE欄とを比較して少ない方の枚数を記載してください。
- 候補者が供託物を没収された場合には、蔵王町に支払を請求することはできません。

様式第6号の3 (第6条関係)

請 求 書
(選挙運動用ポスターの作成)

蔵王町議会議員及び蔵王町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例第11条の規定により、次の金額の支払を請求します。

令和〇年 〇月 〇日

蔵王町長 殿

氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

宮城県刈田郡蔵王町大字円田字裏浦6
株式会社〇印刷 代表取締役 蔵王六郎

(電話番号) 0224-33-3000

記

- 1 請求金額 152,000円
- 2 内 訳 別記請求内訳書のとおり
- 3 令和6年2月25日執行 蔵王町議会議員一般選挙
- 4 候補者の氏名 甲野 乙男
- 5 金融機関名、口座名及び口座番号

金融機関名	△〇銀行	本・支店名	△〇支店
金融機関コード	2345	支店コード	003
預金種別	普通	口座番号	3456789
ふりがな	(カ)〇インサツ ダイヒョウトリシマリヤク ザオウロクロウ		
口座名	株式会社〇印刷 代表取締役 蔵王六郎		

別記請求内訳書

選挙区に おけるポスター 一掲示場数	作成金額			基準限度額			請求金額			備考
	単価 A	枚数 B	金額 A×B=C	単価 D	枚数 E	金額 D×E=F	単価 G	枚数 H	金額 G×H=I	
76 箇所	2,000 円	76 枚	152,000 円	2,515 円	76 枚	191,140 円	2,000 円	76 枚	152,000 円	

備考

- 1 この請求書は、候補者から受領した選挙運動用ポスター作成枚数確認書及び選挙運動用ポスター作成証明書とともに選挙の期日後速やかに提出してください。
- 2 ポスター掲示場数の欄には、選挙運動用ポスター作成証明書の「当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場数」欄に記載されたポスター掲示場数を記載してください。
- 3 D欄には、次により算出した額を記載してください。

$$\frac{150,000 \text{円} + (541 \text{円} 31 \text{銭} \times \text{ポスター掲示場数})}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots 1 \text{円未満の端数は切上げ}$$
- 4 E欄には、選挙運動用ポスター作成枚数確認書により確認された枚数を記載してください。
- 5 G欄には、A欄とD欄とを比較して少ない方の額を記載してください。
- 6 H欄には、B欄とE欄とを比較して少ない方の枚数を記載してください。
- 7 候補者が供託物を没収された場合には、蔵王町に支払を請求することはできません